

**令和 8 年度狩猟期間における
銃猟安全対策とエゾシカ対策の具体の取組について**

令和 8 年 7 月 31 日
北海道森林管理局
北 海 道
北 海 道 猟 友 会

平成 30 年 11 月 20 日に発生した、狩猟者の誤射による北海道森林管理局職員の死亡事故を踏まえ、北海道森林管理局、北海道、北海道猟友会の 3 者が連携し、銃猟安全対策に取り組んできています。

令和 8 年度の狩猟期間についても、森林内作業者等の安全確保を図るため「銃猟立入禁止区域」を設定するとともに、3 者が連携して銃猟安全管理に係る取組を進め、狩猟者に対し安全行動を求めることにより、「銃猟立入禁止区域」以外での一般銃猟を可能としたのでお知らせします。

なお、北海道内におけるエゾシカの生息数増加及び生息域の拡大に伴い、農林業被害や交通障害など生活環境への影響のほか、生物多様性に及ぼす影響等が生じていることを踏まえ、捕獲向上や捕獲機会の確保のため、一部の銃猟立入禁止区域については、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）の開放や、銃猟立入禁止の規制時期について、作業や入林状況等を考慮し、状況に応じて柔軟に設定することとします。

また、エゾシカ捕獲対策についても、引き続き連携した取組を進めます。

具体的な取組は次のとおりです。

1 安全管理に関する取組

（1）狩猟者に対して銃猟安全の徹底を促す取組

事故の再発防止の要となる、狩猟者自らの安全管理及び法令遵守意識を徹底するための銃猟安全対策の充実強化として、次のとおり取り組みます。

- ① 北海道エゾシカ対策推進条例に基づく地域協議会において「狩猟事故の防止に関すること」を協議事項に加え、構成員（環境生活課、森林室、森林管理署等、猟友会支部、市町村、警察等）との情報共有・意見交換等を通じ、効果的かつ着実に森林内での銃猟安全対策の徹底を図る。

【国・道・猟友会】

- ② （総合）振興局の安全パトロールを関係機関との合同で実施（特に、狩猟解禁日に合わせて全振興局管内で実施するなど狩猟期前半及び狩猟期終盤の取組を強化するほか、不法投棄が集中して発生した地域での取組も強化）するとともに、警察との連携により違反行為に対して厳しく対応。

【国・道・猟友会】

- ③ 狩猟免許更新や狩猟者登録手続き、全道一括銃猟入林手続きにおいて、法令及び狩猟関係ルールへの遵守など銃猟安全の徹底を呼びかけ。

新規狩猟免許取得者には、出猟の心構えと事故・違反防止を啓発。

【国・道】

- ④ 北海道猟友会の支部総会、実猟研修等の場や北海道森林管理局が開催する「狩猟者のための森林講座」、北海道が主催する「狩猟者向けイベント」を通じて、法令及び狩猟関係ルールの遵守徹底を呼びかけ。

【国・道・猟友会】

- ⑤ 残滓の投棄などの法令違反や、銃猟立入禁止区域での銃猟行為を発見した場合は、当該違反者に対し、入林証の返納を求めるとともに今年度及び次年度の銃猟目的での入林は遠慮いただく。

【国・道】

- ⑥ 事故防止啓発のパンフレットを作成。道外在住者を含む狩猟者に対し、8月下旬から受け付ける狩猟者登録時に配布し注意喚起。

【道】

- ⑦ 地域における将来の指導者候補となる狩猟者を対象に、銃器の取扱等の安全教育や実猟講習を実施。

【道】

- ⑧ 支部・部会の総会、狩猟者登録時、狩猟指導員研修会などあらゆる機会を捉えて、法令、ルール・マナーの遵守を指導強化。

【猟友会】

- ⑨ 狩猟パトロールの励行により、会員及び会員以外に対する指導を強化。

【猟友会】

- ⑩ 実猟研修、練習射撃・射撃大会の開催による矢先の確認など銃猟安全技術の向上を図る。

【猟友会】

- ⑪ ハンターキャップ、ハンターベストの着用を徹底するとともに、極力白色のものは身につけないよう徹底。

【猟友会】

（２）森林内作業等入林者の安全確保のための取組

- ① 職員及び民間実施を含む各種森林作業、レクリエーション等の一般入林が見込まれる区域は「銃猟立入禁止区域」に設定。

【国・道】

- ② 銃猟立入禁止区域に通じる林道等は、ゲート等により車両による進入を物理的に防止するとともに、事業地等にパイロンコーン等を設置し、二重の措置を行う。

【国・道】

- ③ 「銃猟立入禁止区域」の林道入口等に「発砲禁止」（オレンジ色）ののぼりや注意喚起看板、銃猟立入禁止区域図（※国有林のみ）等を設置する。

一部の銃猟立入禁止区域において年末年始を開放とする場合は、オレンジ色の「のぼり」に「年末年始を除く」（黄色）の表示を追加する。

また、民間事業体に対しても作業地周辺に同様ののぼりを掲げるなど安全対策の徹底を要請。

【国・道】

- ④ 職員をはじめ国有林・道有林内で各種山林作業を行う民間事業体に対して、目立つ色の服装（オレンジヘルメット、オレンジベスト等）の着用、鈴・ホイッスルの携行、極力白色のものは身につけないよう徹底。

【国・道】

- ⑤ 北海道森林管理局ホームページ（北海道道有林課、各森林室のホームページにリンク先を掲載）に国有林及び道有林の銃猟立入禁止区域図（デジタルマップ）を一括掲載し、変更の際は、更新を行う。また、携帯電話の電波が届かない山間部でも利用可能なオフラインマップについて、パンフレットを配布するなど狩猟者の利用を促す。

【国・道】

- ⑥ 市町村有林・私有林における森林作業予定位置図をホームページ上に掲載し、狩猟者登録時に配布する「鳥獣保護区等位置図」の配布と併せて、出猟に際しての事前確認の徹底を指導。【道】

2 エゾシカ捕獲対策について

(1) 森林管理者としての主体的な取組

- ① 厳重な安全管理の下、車両を使用した「モバイルカリング」による捕獲事業等を実施。【国】
- ② 小型～中型囲いワナ【国・道】、大型囲いワナ【国】を使用した捕獲事業を実施し、ジビエ利用拡大に向けた有効活用を図るよう取り組む。
- ③ 鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施。【道】

(2) 市町村等が行う有害鳥獣捕獲との連携

- ① 捕獲連携事業（森林管理署等が林道の除雪等を行い、市町村等が捕獲を行う。）の実施。【国】
上記取組について、市町村に周知し積極的な実施を促す。【道】
- ② 市町村等が主体的に行う有害鳥獣捕獲への積極的なフィールド提供と安全確保に向けた協力【国・道】
- ③ 市町村等へのワナの貸し出しに積極的に取り組む。【国】

(3) 一般狩猟に対する捕獲支援等の取組

- ① 北海道猟友会による実猟研修等実施に向け、フィールドの提供を行うことにより安全な狩猟の確保とともにエゾシカの個体数調整に寄与。【道】
- ② 林道除雪により一般狩猟の捕獲環境を整備。【道】

(4) 法令及びマナーを遵守した適正な狩猟並びに市町村等からの要請による有害鳥獣捕獲等への協力及び対象鳥獣捕獲員としての職務遂行によって、エゾシカの適正な個体数の維持に寄与。【猟友会】

(5) 令和8年度から始まった北海道鳥獣被害タスクフォース等で行う自治体等が進める生息調査や農林業被害の把握に森林内の影響調査等の実施により北海道や研究機関とともに連携協力に取り組めます。

- ① これまで実施している詳細影響調査（エゾシカが森林生態系に与える影響を科学的かつ詳細に把握する調査）や調査の補完として、森林管理署の森林官等がチェックシートを用いた簡易影響調査（冬期は痕跡調査）を北海道、研究機関と連携し取り組む。【国、道】